

【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

みなし登録における届出内容の証明書の交付申請

1 手続の趣旨

みなし登録を受けた建設業者が行った電気工事業の届出内容を証明する書面の交付を求めることができます。

2 証明する内容

事業者及び代表者の名称及び氏名、建設業の許可番号等、主任電気工事士の資格及び氏名、ならびに電気工事業の工種等

3 手数料

650 円（申請書に印刷されたバーコードを支払場所に提示して納付してください。）

○バーコード付き申請書は、県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロードできます。

○バーコードが印刷された申請書を次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前9時～午後5時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店（鳥取市東町一丁目220）

中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会（倉吉市東巖城町2）

西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会（米子市糺町一丁目160）

○納付後に受け取った「控1」の印字があるレシート（例1）を申請書の裏面に貼り付けてください。（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例2）を貼り付け）

<例1>

鳥取県

申請手続完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

控1

2021年 9月15日 (水) 14時22分

人数 1人
一般旅客10年
2100060102008
02,000 4通 8,000
<小計> ¥8,000
<合計> ¥8,000
現金 ¥8,000

お預り ¥10,000
お釣り ¥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004
T-00001-01

<例2>

鳥取県手数料等領収証書（**県提出用**）

鳥取県手数料等領収証書

バーコード番号

件数	件
金額	円

上記のとおり領収しました。

年 月 日

<決済種別>

現金

クレジットカード

電子マネー

コード決済

領収印

<注意事項>

- ・その年度に発行された申請書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用ください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となりますが、令和4年3月31日までに県消防防災課に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。（詳細は下記申請先に相談ください。）
- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。
（アドレス）<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>
（電話）0857-26-7437

4 交付申請の方法

申請書に手数料を添えて、次の申請先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 電話 0857-26-7063
--

鳥取県庁POS	¥650
	
手数料名: みなし登録証明書交付手数料	
予算主務課: 消防防災課	
電話番号: 0857-26-7063	

※支払場所（営業時間：平日 9:00～17:00）

①鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店
②中部総合事務所 別館1階
倉吉食品衛生協会
③西部総合事務所 本館3階
米子食品衛生協会

→「控1」の印字があるレシートを裏面に
貼り付け

証明書交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定に基づく届出の内容を証明してください。

1 届出した事業者の名称・住所

2 証明書を必要とする理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。